

次のいずれかに該当する方は、単身での申込資格を有します。

- (1) 60歳以上の方。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から4級までの方。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から3級までの方。
- (4) 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がB2以外の方。
- (5) 生活保護法による被保護者の方。
- (6) 戦傷病者、被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者の方等。
- (7) DV被害を受けている方で、以下のいずれかに該当する方。
 - A. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。
 - B. 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。
 - C. 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に取り扱う。

※上記に該当される方が単身でお申し込みされる場合は、通常の申し込み書類一式にくわえて、身元引受人選任届等の書類を提出する必要があります。